

死生懇話会 設置要綱

（設置）

第1条 人生100年時代の到来とともに、多死社会を迎える中、行政としても「死」について真正面から考えることで、限りある「生」をより一層充実させる施策につなげる契機とするため、死生懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し、「死」を捉えた「生」のあり方等について、様々な角度から議論・意見交換を行う。

（組織）

第2条 懇話会は、別表に掲げる委員で組織する。

2 別表に掲げる委員のほか、懇話会には、議題等に応じて会議に出席する委員（以下「ゲスト委員」という。）を置くことができる。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、本要綱施行の日から令和7年3月31日までとする。ただし、ゲスト委員の任期は、就任依頼の日から出席する会議の日までとする。

2 委員の交代または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

（会議）

第4条 懇話会の会議は、知事が招集する。

2 会議は公開とする。ただし、知事が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

3 知事は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。また、会議の進行役としてファシリテーターを招聘することができる。

4 知事は、必要と認めるときは、委員に対して、懇話会に関連する事項について協力および助言を求めることができる。

（運営）

第5条 懇話会の運営に必要な事務は、総合企画部企画調整課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年12月2日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

別 表

死生懇話会委員

氏 名	役 職 等
打本 弘祐	龍谷大学農学部生命科学科 准教授
越智 眞一	滋賀県医師会 前会長
楠神 渉	滋賀県介護支援専門員連絡協議会 副会長
藤井 美和	関西学院大学人間福祉学部人間科学科 教授
ミウラ ユウ	NPO 法人 好きと生きる 理事

(敬称略、50 音順)